

かのや将棋教室 受講契約約款

(趣旨)

第1条 この約款は、かのや将棋教室（以下「当教室」といいます。）と受講生の保護者との間で締結する受講契約について、民法第548条の2に定める定型約款として適用されるものです。

(定義等)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) レッスン 当教室において、将棋の技能等を指導することをいいます。
- (2) 受講生 当教室において、レッスンを受講する児童又は生徒をいいます。
- (3) 保護者 受講生の親権者、後見人その他受講生に係る受講契約を締結する権限を有する者をいいます。
- (4) 講師 レッスンにおける主たる指導者をいいます。
- (5) スタッフ レッスンにおいて講師を補助する者をいいます。
- (6) 個人情報 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

2 この約款における金額は、消費税額（10%）を含むものとします。

(契約期間)

第3条 受講契約は、所定の受講申込書を当教室に提出し、当教室がこれを受け付けた日に開始します。

2 受講契約は、次の各号に掲げる場合に終了します。

- (1) 保護者が、第11条の規定に基づいて受講契約を解約する意思表示をし、それが当教室に到達した場合
- (2) 当教室が、第12条の規定に基づいて受講契約を解除する意思表示をした場合
- (3) 受講生による最後の受講日から起算して2年が経過した場合

(初回登録料等)

第4条 保護者は、受講契約が成立した日から1週間以内に、初回登録料等2,000円を支払うものとします。

2 2名以上の兄弟姉妹が同時に受講を申し込み、又は既に受講生となっている者の兄弟姉妹が受講を申し込む場合における2人目以降の初回登録料等は、1,000円とします。

3 前各項の初回登録料等は、返還いたしません。

(提供するサービス内容及び料金)

第5条 当教室が提供するサービスの内容、料金及びその支払方法等は、次のとおりとします。ただし、振込手数料は、保護者の負担とします。

1 初回登録時		
(1) 受講テキスト（詰将棋）の進呈	初回登録料に含まれます。	
(2) 当教室の LINE グループ等への参加	初回登録料に含まれます。	
(3) 仮段級位の発行（ただし、段級位の認定を受けたことがない方に限ります。）	初回登録料に含まれます。	
2 受講開始後		
(1) レッスンA（初段を目指す教室） ・全ての受講生が参加可能 ・1回当たり2時間程度 ・原則として第1・3土曜日	【1回当たり】 1,500円	【支払方法】 現金（月謝袋）
(2) レッスンB（2級以上限定の教室） ・2級以上の受講生に限り参加可能 ・1回当たり2時間程度 ・講師が定める日（不定期・月1～2回程度） ※レッスンBに参加する受講生は、その日に開催されるレッスンAに無償で参加可能。	【1回当たり】 4,000円	【支払方法】 現金又は振込
(3) 将棋物品の販売 ・将棋盤駒、将棋図書等について、受講生や保護者の代わりに購入して販売	購入に要した額	【支払方法】 現金 ※物品と引換え
(4) 段級位の認定 ・級位は15級から1級まで ・段位は準初段から三段まで	【備考】 第7条を参照	
(5) 日本将棋連盟が発行する級位認定状（10級から1級）又は免状（初段・二段・三段）の推薦	無料 ※ただし、正式な免状等を取得する場合には、日本将棋連盟に納付する料金が別途かかります。	
(6) 個人指導	【1時間当たり】 11,000円	【支払方法】 現金又は振込 （前払い）
(7) その他当教室が受講者全員向けに行うサービス	その都度定める額	【支払方法】 その都度定める
(8) 受講者と個別に合意して行うサービス	合意した額	【支払方法】 合意による

2 2人以上の兄弟姉妹が一緒にレッスンA（初段を目指す教室）に参加する場合における受講料の合計額（1回当たり）は、次のとおりとします。

(1) 2人で参加する場合 計2,500円

(2) 3人で参加する場合 計3,500円

(3) 4人以上で参加する場合 計4,000円

3 2人以上の兄弟姉妹が一緒にレッスンB（2級以上限定の教室）に参加する場合における受講料の合計額は、次のとおりとします。

(1) 2人で参加する場合 計6,000円

(2) 3人で参加する場合 計8,000円

(3) 4人以上で参加する場合 計9,000円

（住民税非課税世帯等に係る特則）

第6条 前条の規定にかかわらず、受講生が生活保護世帯又は住民税非課税世帯に属する場合におけるレッスンの受講料（1回当たり）は、次の各号に定める額とします。

(1) レッスンA（初段を目指す教室）

・ 1人で参加する場合 1,000円

・ 2人で参加する場合 計1,400円

・ 3人で参加する場合 計1,800円

・ 4人以上で参加する場合 計2,200円

(2) レッスンB（2級以上限定の教室）

・ 1人で参加する場合 2,000円

・ 2人で参加する場合 計3,000円

・ 3人で参加する場合 計4,000円

・ 4人以上で参加する場合 計5,000円

2 保護者は、前項の適用を受けようとする場合には、生活保護受給者証、住民税に係る非課税証明書その他の証明書を提示するものとします。

3 当教室は、第1項の適用を受け、又は受けようとする保護者に対し、いつでも前項の証明書の提示を求めることができます。

（段級位の認定）

第7条 受講生は、別に定める【かのや将棋教室 段級位規程】に定める基準を満たした場合には、その基準に定める段級位の認定を受けることができます。

2 【かのや将棋教室 段級位規程】において、講師による昇段・昇級試験を受けることとされている場合（8級、4級、2級、初段、二段及び三段）における昇段・昇級試験の受験料は、1,100円とします。

(遵守事項)

第8条 受講生は、次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。

- (1) レッソンの受講中か否かにかかわらず、講師、スタッフ、他の受講生等に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 貸与物品等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 講師又はスタッフの指示に従うこと。
- (4) 当教室が貸与した物品等を期限までに返却すること。
- (5) その他当教室の運営に支障を生ずるおそれのある行為をしないこと。

(損害賠償)

第9条 保護者は、受講生が故意若しくは過失により当教室が所有する物品を損傷し、又は講師、スタッフ、他の受講生等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

(退出命令)

第10条 講師は、受講生が第8条各号に掲げる事項を遵守せず、受講生に対して注意を与えたにもかかわらず受講生がこれに従わないときは、受講生に対してその日のレッスンの受講を禁止し、退出を命じることができるものとします。

- 2 講師は、前項により退出を命じた場合には、速やかに受講生の保護者に連絡を取るものとします。
- 3 第1項により退出を命じた場合における当該レッスンに係る費用は、返還しません。

(保護者による解約)

第11条 保護者は、受講契約をいつでも解約することができます。

- 2 前項に基づく解約の効果は、保護者が作成した受講契約を解約する旨の書面が当教室に到達したときに生じるものとします。

(当教室による解除)

第12条 当教室は、受講生が第8条に定める遵守事項を遵守せず、不遵守に係る指導（催告）にも従わない場合には、受講契約を解除することができるものとします。

- 2 当教室は、保護者が受講料、損害賠償金その他当教室に対して支払うべき金銭を滞納し、当教室が納入の催告をしたにもかかわらずこれに応じないときは、受講契約を解除することができるものとします。
- 3 前2項に基づく解除の効果は、あらかじめ保護者が届け出ている連絡先（住所又はメールアドレスその他のSMSアカウント）に対し、受講契約を解除する旨の意思を発信したときに生じるものとします。

(受講契約が終了した場合における精算等)

第 13 条 解約、解除等により受講契約が終了したときは、保護者は、当教室に対して支払うべき金銭を直ちに支払い、また、当教室から貸与されている物品を直ちに返還しなければなりません。

2 当教室は、解約、解除等により受講契約が終了したときは、当教室が提供する LINE グループ等から退出させることができるものとします。

(個人情報の保護)

第 14 条 当教室は、別に定める個人情報保護方針に従い、個人情報の取得、利用及び管理を適正に行います。

(専属的合意管轄裁判所)

第 15 条 当教室と保護者との間の受講契約に関する一切の争訟は、当教室の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 16 条 この約款の条項に疑義があり、又はこの約款に定めのない事項があるときは、当教室と保護者が協議して、解決するように努めるものとします。

令和 7 年 1 月 1 日制定